

独占禁止法基本問題懇談会
第 33 回議事録

内閣府大臣官房

独占禁止法基本問題検討室

塩野座長 それでは、時間がまいりました。第 33 回独占禁止法基本問題懇談会を開催させていただきます。

本日は前回に引き続き、報告書（素案）について議論をしていただくこととなりますが、その前にお手元に配布されております資料リスト案について事務局から説明させていただきます。この資料の趣旨について、どうかよろしく願いいたします。

別府次長 お手元に参考 1 と参考 2 ということで、参考 1 は「資料一覧案」、参考 2 が「懇談会提出資料一覧」と書いてございます。「資料一覧案」と書いてありますのは、報告書になったときに報告書の参考として一緒に加えたいと思っている資料の事務局の案でございます。基本的には過去、懇談会にお出しした資料をベースに、その中で若干アップ・ツー・デートするとか、あるいはもう少しわかりやすくするとかということで、この懇談会の元になった資料ということで 1 から 20 までを私どもの方では検討しております。

それとは別に、参考 2 の方はこれまで懇談会にお出しした資料、ヒアリング資料なども含めて全部書いておりますけれども、これらの資料のうちからこれはむしろ資料集に入れた方がいいのではないかというような御意見がございましたらまた伺いたいということで、中身自体は今ここに付けておりませんが、資料の中身としてどういうものかということで御検討いただければと思います。以上でございます。

塩野座長 そういうことで、資料を冊子にくっ付けて一緒にまとめてはどうかという案でございまして、どういうものを付け加えたらいいかということについて御意見がございましたら事務局の方に直接お申出いただきたいと思ます。

一部、多少その後に抜粋、追加、編集しているものがあります。これは三角印のところがございますので、それについては多少の変更がありますけれども、基本的には同じものということでございます。どうかこの点について御協力方、お願いをいたします。

それでは、前回に引き続きまして報告書（素案）についての御議論でございます。本日は 22 ページの「審判手続、行政調査手続等の在り方」から御議論をいただくということになります。報告書（素案）の説明につきましては既に前回事務局の方からひとあたりお願いをいたしましたし、前回からそう時間が経っておりませんので、改めて説明をすることはしませんで、直ちに議論の方に入らせていただきたいと思いますと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、順序でございまして、「審判制度の在り方」が結構ひとまとめになっておりますので、まず 22 ページから 28 ページのところについて御意見等を承ればと思います。この点につきましては、御意見としてあらかじめ出ている

のが石井委員、村上委員、それから神田委員のものがございます。そこで、それぞれ既にペーパーが出ておりますので簡単に御意見をいただき、またそれと同時にほかの方からの御意見をいただいても結構かと思えます。まず、石井委員からどうぞ。

石井委員 簡単に述べておりますけれども、前から意見を述べさせていただいておりますとおり、やはり事前審査型審判方式にさせていただきたいと思っております。

理由は繰り返しになりますので、詳細は申し上げませんが、事前審査において、企業自らが意見を主張した後に審判に入ること、誤審とか、あるいは誤った判断とか、そういうことを未然に防ぐことができる。

ただ、時間がかかることは弊害だということで今の方式に変わったわけでございますので、その辺は時間を短縮する仕組みを作るなど、一定の条件を整えていただければ、企業側にとっても誤審などの不利益が生じることを未然に防げるのではないかという理由で、事前審査型審判方式というものを採用させていただきたいという意見でございます。

塩野座長 ありがとうございます。文案も出ておりますけれども、これを参考にさせていただくということにしたいと思えます。

それでは、村上委員の方からお願いします。

村上委員 私は、この前に書いたものの多少新しい部分だけのものをお手元に「意見書」ということで書いてございますので、最後の機会なのでその前半部分を読み上げさせていただきたいと思っております。

私の言っているのは、大陸法系の法制を採る日本法制については行政庁が告知・聴聞を受けて行政処分を下し、不服のあるものは裁判所に取消訴訟をする。これがいわゆる行政手続の基本手続なのであって、ある意味で行政法の基本手続に戻るということを主張しているということになります。それと、行政審判というのはやはり国際的にはなくなりつつある制度であると思えます。

それから、前回私がここで議論させてもらったように、その手続に聴聞官制度を採って事前聴聞制度を整備して東京地裁に専属管轄を付与すると、競争法違反事件を処理するための典型的な手続としては非常に理想的な手続になるであろう。今の事前手続というのは担当審査長が主宰する手続であって、排除措置とか巨額の課徴金を命じる手続としては軽過ぎる事前手続なのであって、むしろ聴聞官制度を設けると公正かつ専門性を発揮できる事前聴聞制度というものを実現することができますということと、それから東京地裁に専属管轄を認めると事実上、専門部を創設したのと同じ効果を持たせることができますということになります。

そういう意味で、ある意味で私の言っている手続というのはむしろ釈迦に説

法みたいなもので、行政法の講義では真っ先に習う一番基本的な行政手続なわけなので、余り欠陥がある制度ではないと思っております。

あとは、取消訴訟型を採りますと、その後に議論しています事前・事後両方の審判のメリット、デメリットをちゃんと満たすことができる。ここに書いてありますように、要するに競争状態の早期回復、違反金納付を先送りする、指名停止時期をコントロールするために争うという誘因を生じさせないという今、事後審判を採ったときのメリットをやはりこの取消訴訟型でも実現することはできますし、それから適正手続を保障した上で専門性を発揮させるという事前審判のメリットも実現できることになります。

それからまた、処分前の事前手続が不十分であるということ、それから適正手続の保障や中立・公平さが欠如しているという今の事後審判の問題点を取り除くことができますし、それから先ほどの逆で競争状態の早期回復を実現でき、それから納付先送りとか指名停止時期をコントロールするために争うという誘引を生じさせるという事前審判の問題点を取り除くことができるという形で、両方の欠陥が是正でき、よい点は維持できるという形の手続になろうかと考えております。

それから、後で事後審判のメリットとして係争件数の減少が挙げられていますが、これは取消訴訟を採用したとしてもやはり係争件数というのは同じ程度に減少しているものなので、このメリットも実現できる形になろうかと思えます。

それで、取消訴訟についてもやはり制度設計としてちゃんとこういう意味で聴聞官制度の下での行政聴聞制度を整備し、それから東京地裁への専属管轄を明記して、そのメリット、デメリットを論じてほしいというのが意見となります。

その後のところは細かな点でむしろ省略させていただきまして、その後いろいろ理由は書いてございますが、そこは後からということにさせていただきます。

むしろ最後のところなので、意見書の見直し時期の辺りから最後の結論になりますが、その前に2ページに「第3に」と書いてありますが、事後審判についてはやはり強制執行力を持つ命令を下す形で既に行政庁が最終意思決定を行った。その最終意思決定を行った行政庁が実質的証拠法則を伴った行政審判方式で再審査を行うというのは、やはりそれ自体が本質的に公平さを欠く手続であろうと思っております。

そういう意味で、そこから2の方に続きますが、やはり事後審判には問題点が多いと言わざるを得ないわけなので、恒久的な行政手続としては存続させるべきものではないであろう。これは、ここでもかなりの委員の同意があったと

ころかと思えます。

それで、恒久的な手続として、私も多数決というのは大原則の話なので、本懇談会としては私は事前に審判制が第1選択肢になったという、そこは間違いないと思えます。ただ、恒久的な手続としては取消訴訟型というのも、やはりこれは2番目の選択肢であったことは記述してほしいし、公正取引委員会として幅広い選択肢が取れるならばそこは検討すべきだと思えますので、そういう意味の選択肢として残してほしいということです。

それから、その次に書いてありますのは3ページの頭になりますが、懇談会報告書としては私はそのくらいを判断として記載すれば足りるのではないかと考えておまして、「当面」とか「一定の条件が整った段階で」という現行事後審判の見直しの時期について言及する必要まではないのではないかと考えております。これは早期に実現してもらっても構いませんし、法律改正事項なのである程度時間がかかるというのならばそれでもやむを得ないのでじっくり検討してもらえばいいかと思えます。この辺が意見となります。

塩野座長 どうもありがとうございます。この御意見についてはいろいろな角度から議論の対象にはなると思いますが、とにかく差し当たり御意見を御用意しておられます神田委員の御意見を伺いましょう。どうぞ。

神田委員 私は、3回ほど前に意見を提出いたしました。それで、私は最終的に事前審査型審判方式を採用すべきだというふうな結論づけはこの時点ですべきではないという意見を出しています。

さまざまに議論をしてきたことは確かですけれども、その議論は当面どのような制度にすべきかという角度が主だったような気がいたします。最終的に事前審査型がよいか、不服審査型がよいかと結論づけるような議論が熟していないというふうに私は受け止めておりました。ですので、懇談会ではそこまでのコンセンサスを得ていないのではないかというのが私の認識でございます。

そういったことと、いろいろ意見はもちろんございますけれども、とにかく旧法の問題点を解消するために今回これが導入されたということだと思えます。そして、先回も成果が上がってきているという報告がございます。こういった時点においては、成果が上がっているのでありますから、もっとここを進めるべきだというのがむしろ意見でして、将来のところまで踏み込んで書く必要はないと思っております。

それで、報告書の28ページに「結論」というものが書いてあるわけですが、最初の塊のところ、私が申し上げましたようなところから、「現行の不服審査型審判方式を維持することが適当」と、ここでいいと思えますが、次のところでこの間のやり取りのことが10行ほど書いてあります。それで、私はこの10行ほどのところは、この意見があったということとそこのことである

と思っております、次のところである結論、事前審査型方式を改めて採用するというところまで確認できないのではないかと思いますので、そこはそのようにしない方がいいという意見であります。

ですから、私も最初のところの「当面」という言葉も必要ないのではないかと思います。以上です。

塩野座長 どうもありがとうございました。御準備いただいた方は以上でございますけれども、御準備いただいている方でペーパーをお出しいただいている方、あるいは今お3人の御意見がございましたので、それとの関係においてこの際、発言をしておく、または報告書のこの点をこう直すべきだというふうな御意見がありましたら、どなたからでも結構でございますから伺いたいと思います。

では、村田委員どうぞ。

村田委員 まず22ページの最初のところでございますが、この改正により導入された不服審査型審判方式は、事件処理の効率化等一定の成果を上げていると記載されていますが、実際に審判で争われる件数が減ったというのは事実だと思います。この点は実績としてわかりますが、それ以外に「事件処理の効率化等一定の成果を上げている」というのが、この不服審査型審判方式を採った成果なのか、あるいはそれ以外のリーニエンシーですとか、ほかの独占禁止法改正全体に伴う成果なのか、その分析をした上でないと、不服審査型審判方式の採用だけによって本当にこの成果が出ているのかどうかということについて、もう少し検証した上で表現についてご検討いただきたいと思います。

それから、その下の「一定の条件が整った段階で」という点でございます。これは具体的には28ページの一番下の段落の2行目に、「入札談合事案に関する実効的予防策の実施状況を踏まえつつ」ということで、具体的な時期については明記されていないわけですが、この談合事案に対する対策として最後の36ページのところで、今、実際に行われている天下り問題等、現在進められている施策に加えて、何か積極的にこの懇談会としてこうすべきである、こういうところも検討すべきだということによって具体的な施策を打ち出すのであれば別ですが、そうでないのであれば、こういう成り行き任せの消極的な書き方よりは逆に「何年以内に」とか、「次の独占禁止法の改正の時点では」という形で、本来あるべき姿に戻すということをもっと積極的に書いていただいた方が全体の整合性が取れるのではないかと考えております。

それから、22ページの下の方の2行の「独占禁止法については、高度な専門性に伴う執行・判断が求められる」という部分と「実質的証拠法則を伴う審判制度」という部分ですが、審判制度が必ず実質的証拠法則を伴うべきかどうかということについてもここで議論になっていると思いますので、審判制度が実質的証

拋法則を必ず伴うということにはならない表現を、あるいは注を付ける方法もひとつですし、そういう形でお願いしたいと思います。

それから、「高度な専門性に基づく執行・判断」といっても、審判なり、後で出てくる審査という問題については、少なくとも今の審判で争われている事案の大半がカルテル・談合という実態からすると、事実認定を争っているわけで、独占禁止法の高度な専門性の判断に関する部分が今の審判事案の論点になっているわけではないという観点から、ここの部分ももう少し表現に工夫が可能なのではないかと考えております。

次に23ページの上の のところですが、ここは取消訴訟と不服審査型審判方式の比較がなされているわけですが、 の3行目から4行目にかけて、「裁量権の濫用等の問題に限定されることなく、原処分が競争秩序の回復のために妥当であるか否か」ということについては、これは不服審査型であっても事前審査型であっても、審判であればやはりこういうものが論点になるわけですから、後ろに出てくる事前審査型と不服審査型の審判方式の違いということにおいては、ここの部分は逆に差はないのではないかと、不服審査型だけの特徴ではないのではないかとしますので、ここも書き方にもう少し工夫をしていただければと考えております。

それから、その下の(2)のアの の部分は、いわゆる発注官庁の指名停止の時期をコントロールするために審判で争うということで、23ページと26ページの1つ目の段落、それから27ページのウでこの点についての解説がなされているわけです。この点も以前から申し上げたことがございますが、確かに争い得ということが公正取引委員会からの御報告の中であったことは事実だと思えますが、そのときには課徴金の時期を左右することについての争い得という御説明であって、逆に指名停止の時期をコントロールするために争っているという御説明は公正取引委員会からの御説明の中にはなかったのではないかと考えております。

以前、塩野座長からもお話がございましたように、この点について唯一触れられているのは、この懇談会の場ではなくて根岸先生がお書きになられた改正法についての論文の中では確かに出てきていたかと思いますが、本当に指名停止を受ける時期をコントロールするために審判で争っているというケースがあるのかどうかについて、具体的にどのような形で検証がなされているのか、この点が審判制度の不服審査型の方がよいという論拠の非常に大きなウェイトとしてこの報告書案で取り上げられているように思いますけれども、必ずしもこの点について本当に実証がなされているのかどうか、疑問が残ります。

一方で、指名停止ということにつきましては、以前から何度か、この懇談会でも申し上げておりますように、自治体においては非常に恣意的に運用がなさ

れている、一つの事案に対して2回、3回と指名停止がなされるような実態があるということについては全然触れられずに、指名停止の時期のコントロールの部分だけが強調されているということについて、もう少し御配慮をお願いできればと考えております。

それから、24ページの(3)の部分でございます。注として1点付け加えていただきたいと思っておりますのは、例えば韓国の審判制度は審判の手続がいわゆる公正取引委員会ではなくて外部機関で行われているということだったと思いますが、この第三者性という観点から、ほかの国では公正取引委員会ではなくて外部の機関で審判が行われているということについて、事実として注で御紹介をいただければと考えております。

それから、25ページのイの「すでに効力が生じている処分について自ら不服審査を行うことへの疑義について」の部分でございます。このイの部分に追加していただきたい内容として、争う前に処分が確定してしまっているということ自体の問題点についても、さらに丁寧な記載をお願いできればと考えております。

塩野座長 そこはちょっとわからなかったのですが。

村田委員 審判官の第三者性を高めるということだけが書かれているわけですが、事前審査型審判制度の方がいいという理由の一つに、事後審判ですと争う前に既にその処分が確定してしまっているの、実際に執行されてしまうことの問題点等についても触れていただきたいということです。

塩野座長 問題提起しているつもりですが、その点はもう一度読み直してみます。

村田委員 それから、28ページの「結論」の で、「導入後1年あまりしか経っていない現段階で、再度制度変更を行うことにより、実務的な混乱を生じさせる可能性がある」と書いているわけですが、逆に実際に平成17年の改正のときに、つまり事前審判から事後審判に変えたときに、何か実務的な混乱があったのかどうかということを公正取引委員会の方から教えていただきたいと思えます。

前回の法改正のときに特段大きな混乱がなかったのであれば、今回も再度の法改正によって事後審判が事前審判に戻ったとしても、具体的に何か混乱があるとは想定しにくい、つまり事前から事後に変えるときに混乱が生じなかったのであれば、事後から事前に戻した場合にも混乱があるとは考えにくいのではないかと趣旨でございます。

それから、ここには書かれていないわけですが、審判制度そもそもが委員会審判を原則として、例外的に審判官に審判を委任することができるというのが今の条文の構成になっておりますが、実態は、昨今すべて審判官審判が大前提

になっているわけですから、その実態を踏まえて委員会審判という形態を条文上残す必要があるのかどうか、逆に、審判官審判を原則とすることでよいのではないかという問題提起をしていただいてもいいのではないかと考えますので、よろしく願いいたします。以上です。

塩野座長 どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。

根岸委員 まず最初に村上先生がおっしゃったことですが、私の考えでは現在は競争政策とか独占禁止法のルールというものは社会的にそれなりに定着し、評価されていると思います。

しかし、これはかなり大変な時期をずっと通っているわけで、その通ってきた過去の歴史というものを十分考えなければならないと思います。恐らく、大陸法系とここで書いておられる全く日本型のそういう行政機関であれば、もちろんこれは勝手な推測ではありますが、おそろしくなっていくかもしれない。私の感じでは本当になくなっていたかもしれない時期もあったわけですね。それで、何とかそれをもちこたえたのはやはり公正取引委員会という独立性を持った行政委員会という制度を採ってきたから、曲がりなりにも独占禁止法というのは定着したという過去の歴史を十分認識していただきたいと思います。

それで、私のちょっと冗談めいた言葉で恐縮ですが、今は我が世の春を謳歌しているようにあるいは人から見れば思うかもしれませんが、私はまゆにつばを付けて、これは夢ではないかというふうにいつも思っているわけでありまして、やはり独立行政委員会は今のところ維持しなければならない。将来絶対的にそれを維持するかどうかはもちろん検討していただきたいと思いますが、これまでの経緯を見れば今それをやめるなどということは到底私には考えられません。

かつ、独立行政委員会というのはやはり審判手続というか、準司法手続というものとは不可分一体だと私は思いますので、むしろこの大陸法系を採らずにこのような方法を採用することが日本の独占禁止法の定着に大きな寄与をしたということを知っていただきたいと思います。

これが私の基本的な考えでありまして、あとは個別の問題であると思います。しかし、村田委員もたくさんおっしゃったのでそれに全部答えるわけにはいきませんが、2番目に国際的に審判手続がなくなりつつあるというお話であったと思いますが、私は別の認識を持っています。つまり、本当の独立性を持った委員会にしたいわけです。だけど、それはそれぞれの国の行政機構の伝統とかというものがあまして実際問題としてなかなかできないわけです。したがって、国際的にも、日本のようにというか、あるいはF T Cのような独立性は持たないが、機能的に同一のそういう何とか委員会を維持して、実質的に独立性を確保しつつこの法を運用していこうということは今でも変わっていないと思

います。

したがって、組織の形態というのは、確かに今から新たにF T Cのようなものをつくるということはどこの国でもなかなか難しそうであります。しかし、どこの国でもその独立性をどうして維持しようかということについて腐心しているということも事実だと思います。

それから、不服申立てというか、既に行政処分が出ているということで、確かにここで問題として書かれていることは私ももちろんそういうことはあり得ると思います。したがって、私も基本的にこの懇談会の意見として出ている、公正取引委員会として将来に向けて独占禁止法というものが盤石な地位を占めるためにはこのような方向というものを考える必要があると思っています。したがって、現在の役割について問題点がないとは全く思っていません。問題点はあるかもしれません。

しかし、入札談合とかカルテルというのはとにかく日本全国に蔓延していて、何とかこれを防止しなければならないというのが一番大きな目的であって、そのためにはこのような方法をとらなければ恐らくうまくいかないと考えたものであると思います。

そして、あえて言えば、これは行政法の先生方が言うべきことで私が言うべき資格はありませんが、処分が起って不服申立てをするのは上級庁とか、同じところでやるというようなことがこれまで行われてきているわけで、特別にそれ自体がおかしいというわけではなからうと思います。

それから、事前審査型に戻るということですが、先ほど申しましたように入札談合、カルテルについては非常に効果を上げた。効果を上げたというのは、確かに事後不服審査型にした、これだけがその効果かということ、それはそうではないと思います。全体だと思っています。全体だけれども、これは不可分一体であって、もしこれが相変わらず事前審査ということであれば、やはり効果は相当薄まったと私は思います。

事前審査型に戻すといいいましても、やはりこれは長期引延しなどを防止することは今のところ極めて困難です。法技術的にどうするのかということはこの懇談会でもワーキンググループでもいろいろ議論がありましたけれども、なかなか今のところは難しそうだということでありまして、この難点を少なくとも入札談合とかカルテルについて克服することが今のところは困難であると私は思っています。

その次に今、問題となっているのは入札談合、カルテルだという話で、これは高度な専門性は要らないというような御説明がよくありますが、私はそういうふうに思っていません。何か談合とかカルテルを取り扱うのは低級な事案であって、もっと高級な事案をやれということで、多分合併とか不公正な取引方

法の流通の方法とか、そういうことで経済分析を駆使してやるのが非常に高級な事案であって、そちらは専門性があるがこちらはないというふうにどうも御認識のように見えますが、私はそういうふうに思いません。国際的に見ても、どこの競争当局も、カルテルを撲滅することがメインの仕事だというふうに常に書いております。

したがって、これは非常に重要な問題であって、かつカルテル、談合につきましてもやはり専門性は必要だと思います。それは、例えば意思の連絡を認定するというようなことについても、これは単なる事実の認定ではなくてやはりそれなりにいろいろな分析が要ると思います。したがって、もちろん専門性というも程度の差がありますから、別にそれは裁判官ができないかということ、もちろんできると思います。できると思いますが、しかし、公正取引委員会というところでそれをしっかりやるということが重要なことであって、カルテルや談合についてもそれなりに専門性を発揮していると思います。

もっとあえて言えば、従来から意思の連絡につきましては経済分析を駆使してやるべしというような主張がずっとあるわけです。これはもしそういう方向にいけば、ますますこういう問題についても専門性を発揮しなければならないということであろうと思います。

その次に、指名停止のコントロールという点について私の論文がやり玉に挙がっておりまして責任を感じておりますけれども、しかし、これはそもそも事業者の方がそんなことを公に言うはずがないわけでありまして。もちろん全部調べてどこかの統計を出せと言われても、私にはできません。できませんけれども、いろいろ私の耳にも入ってくる、あるいはいろいろな形で相談というものをかなり私も受けているわけです。その際の感触として、かなり私ははっきりとしたそのような認識を持ったということでありまして。

したがってあのような論文を書いたということでありまして、そうだろうという勝手な推測で書いたわけではない。そうであると私は本当に思ったことなのでありまして、それは幾つかの談合事件の当事者の方々からのお話で、信憑性があるかと言われるとちょっとそれはわかりません。わかりませんが、個人的に相談に来られていろいろな話を聞いているときにそういう話をされて、やはりどこの事業者でも指名停止を受けることは非常に打撃だということを思っておられる。これは村田さんもずっと前からおっしゃっていることだと思います。

私も村田さんがおっしゃったような指名停止の理由について、やはり再検討すべきだと思います。私も、狭い地域で入札監視委員会などというものに入っていて常にそれは申しています。少しずつそこでは改善というか、とにかく非常に形式的に判断されるということが問題であって、確かに談合などに関わっ

ていた者は排除するというか、指名停止することは望ましいというか、いいと思いますが、独占禁止法違反という言葉を聞いただけで皆、指名停止だと、これはちょっと行き過ぎではないかということで、それは担当者の責任をある種回避していて、やはりもう少し契約当事者として信頼性というか、それが欠けるという点について、その指名停止の理由について十分再検討すべしということで、これはなかなか難しいわけですね。それぞれの自治体がそれぞれ個別にやっているものだから、どこかで一括して何とかというわけにはいかない。国はできるかもしれませんが、そういう問題が確かにあることはそのとおりだと思います。

それから、全部もちろん申し上げることはできませんが、審判官審判がほとんどだというお話をされました。それはそのとおりだと思います。でも、これはむしろ独立性を維持するために余り公正取引委員会が自分で事件を取り上げて、審判官に、こうしろということは一切言わない。むしろそれは独立性を確保するための工夫であって、審判官審判というものを非常に使っているわけですね。

F T Cは、行政法判事というF T Cに属している者がやっているわけですね。日本ではそういう制度がないからできない。けれども、機能としてやはりこの審判官審判、最近では審判官には裁判官の人が何人か入っていると、法曹資格の人が入っているというわけだから、確かに独立性には限界がありますがある程度その審判官に任せましょう。しかし、最終的に処分するのは公正取引委員会だから、委員会審判をなくすというわけには多分いかないですね。これは最終的にやらなければいけないわけだから、そういうふうを考えております。

まだ漏れているかもしれませんが、とりあえず今、思い付いたところを申し上げます。

塩野座長 どうもありがとうございます。根岸委員の意見に対してまた村上さんと村田さんが言ってというのでは時間が足りなくなりますので、ほかの方の御意見をまずお聞きしたいと思います。ほかに何かございますか。

では、諸石委員どうぞ。

諸石委員 私の意見としては、やはり審判よりも通常の行政訴訟の原則に立ち返って抗告訴訟に力を置くという方が、あるべき姿だという意見には変わりはありません。そのメリット、デメリット、いろいろあると思いますが、そのことのメリットと申しますか、理論的な整合性を含めて相当にあるということについては、多分皆さん相当のコンセンサスがあるのではないかと思います。

それで、選択肢として考えられないというか、不相当であるというよりも、そういうこともあるけれども、ここでは審判型でいくという方が多数を占めたということについては私もそう理解しておりますが、抗告訴訟に力を置くべき

だということについての意見というものが、いわば否定されてしまったわけではないということをはっきりと明かにしてほしい。書きぶりとしてできるだけ御配慮いただいているのはよくわかっておりますが、特に先ほどの審判官審判か、委員会審判かということもございませうが、やはり委員会というのは事件の端緒といえますか、調査開始のときにクロという心証を持ったから調査を開始する。それから、措置案を決めるときにクロという心証を持ったから措置案を決定する。それから、意見陳述の後、やはりクロだという心証を持ったから措置を決める。

そこで、委員会として3度、事実認定と価値判断をやっておられる。しかも、それぞれその時々でアベラブルな証拠に基づいてそういう認定をされている。それが、4回目に審判をやったら変わるだろうかといいますが、常識といえますか、なかなか変わらないだろう。少なくとも公正さの外観という点から言えば、やはり4回目も委員会の判断を重視するんだということとはなかなか納得し難い。

しかも、その後いずれにしても行政訴訟というものがあるわけですが、そのときに実質証拠法則というもので事実認定は裁判所を拘束するというような強い効力になってしまう。更に審級省略の問題も関連いたしますが、そうした強い効力を持つ、つまり事実認定については法律上独占しているものが、ずっと同じ人がやっているという、最初の議論に入りますが、検事と判事を一審に兼ねているとか、「裁判所検事局」くらいの位置付けかもしれませんが、いずれにしてもそういう意味での別の独立性はない。

その4回目も同じ委員会が判断するという問題点を避けるために、審判官の資格要件だとか、判断の独立性だとか、身分の保障だとか、そういうものが問題になってくるということでございませうが、それにしてもやはり最終は委員会に持っていかなざるを得ない。審判官の完全な独立を認めるわけにはいかないということが、いわば審判制度の内在的な制約だとしますと、そういう問題点を避けるためにはやはり抗告訴訟で決めるんだと、少なくとも行政の中での事実認定で最終まで拘束するというのではないという方が、本質的に正しいのではないかと考えております。

それは基本的には依然としてそう思っておりますが、しかし、この懇談会の多数の意見として、審判だと。そこで、事前か事後かという議論になりますと、今回事後審判制にしたことによって成果が上がったというお話がございました。成果が上がったのは、何の成果が上がったのかということ、はっきりしていることは審判件数が減ったということだと思えます。

その審判件数が減ったことが無条件で成果なのかどうか。それは、入り口を狭くすれば減るわけですが、そのことが本当に正しい目的なのか。あるいは、減ったことと事後審判化したこととの関係も論証されるべきだと思います。

ます。

それから、今の根岸委員のお話にございましたように、事前化すると1つは課徴金の支払いを遅らせるという議論がございます。これについては、それだけの金利と手続のコストを考えて、支払いを遅らせるためにそういう行動を本当にとる事業者が多数いるのだろうか。もう一つが、指名停止の時期をコントロールするためと。そういうことを考える事業者が皆無かということ、私はそういう証拠は持っておりません。ただ、根岸先生のお話にもありましたように、そういうことを根岸先生が実感として感じられたということはよくわかりますし、それが間違っているというつもりもございません。ある意味ではそれは検証できないことで、そういう統計もなければそういう事実もない。

そういう、それ以上議論の余地のないことが結構大きな根拠になって事前か事後かということが決まるという論理の立て方といいいますか、仮にそういうことが附帯的な理由ぐらいで挙げられるんだったらまだわかりませんが、この構成から言えば指名停止の時期をコントロールさせないために審判を事前か事後かを考えるというような発想から、実証されていないということとどれだけのウェートがあるのだろうかということを考えますと、一方で大変な負担ということが本当だろうかという気がいたします。

将来的には審判制度でいくんだという中で言えば、事前審判に持っていくというのが合理的であるといいいますか、その方が望ましいというのが大方の御意見だと思えますが、その場合でも、では前の事前審判でいいのかという話がございます。やはりそういう場合、審判官の身分保障、判断の独立、そういったことをどう確保するのか。法曹資格者の比率が増えたということで、その要件が満たされているのか。そういうものではなかろうと思えます。その独立性を強めれば強めるほど、一方では行政審判というものがやはり最後は委員会だということとの矛盾はあろうかと思えますが、今の法の書き方は委員会審判が原則で審判官にゆだねることができるか書いてあるだけだ。もし事前審判で審判官の独立性ということがその制度を採用すべき理由になるんだったら、そのところの手当てというのは同時にすべきだということの指摘がもっと強調されていいのではないかと思います。以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。ほかにどうぞ。

では、榎野委員どうぞ。

榎野委員 私は結論から言いますと、審判制度は不服型審判制度のそのままでもいいのではないかと思います。理由は根岸先生や神田委員が言っていたとおり、いろいろメリットは挙がっていると思えますので、22ページの箱に入っている部分の上の3行だけでいいのかなというのが私の結論なんです。

この懇談会で「それではならぬ。事前審判型に直せ。」ということであれば、

やむを得ないとは思いますが。ただ、そうするとこの結論の書きぶりがすごく私は気になって、これはどちらのことを言いたいのか、混乱してしまいます。我々の感覚だと、一番上の方に書いてある方が結論かと思って読みがちなものですから、そうするとこれは当面維持するということが言いたいのかな。でも、読んでいくと直せと書いてある。非常に文章として分裂しているというか、そういう印象があるので、もし後段の5行の方をこの懇談会として言いたいということであれば、この3行と5行を逆にしないとおかしいということは感じるんです。

塩野座長 どうもありがとうございました。ほかに何かございますか。

どうぞ、山本委員。

山本委員 22ページの括弧内の下の「事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である」という結論なのですが、この点はちょっと違和感があります。将来の制度ということになりますと現行の執行力の強化された制度を踏まえながら、司法救済の道の拡大とか、それから命令後の不服の問題ですから、司法救済制度を考えたり、あるいは審判官制度の改善というふうなものを図っていくのが筋としてはいいのではないかと考えておりました、ここの結論部分を、もし残すんだとしたら「事前審査型審判方式を含めて」という言葉を入れまして、「採用」を消して、改めて制度設計の見直しをすることが適当だと、せいぜいこのくらいかなと。そうすると、将来の制度設計について、どちらを選んでいくのかという問題は、今の段階では決められませんが、そういう意見を持っております。

塩野座長 どうもありがとうございました。

では、どうぞ小林委員。

小林委員 ただいまの意見のところですけども、恐らく今の書きぶりですが、不服審査型審判方式を当面残して維持するという今の文面から見ると、事務処理の効率化等一定の成果を上げているからというのが理由であるかのように読めます。恐らく本当の理由というのは今の独占禁止法違反事件の状況から独占禁止法に対する企業や社会の認知レベルにおいては、現在の不服審査型審判方式を当面続けることが迅速処理等の効果的であるということだと思います。

ただ、独占禁止法に対する社会の考え方がまた違う段階に入ったところでは、本来あるべき姿というのは変わってくるのではないかとというのが皆さんの議論の中での一番根本にあったと思うのです。今のこの書きぶりですと事務処理の効率化というところが強調されているので、現状においてはこちらが効果を出しているというふうなニュアンスを出していただいた方がいいのではないかと思います。

塩野座長 ちょっとわかりかねますが、現状では……。

小林委員 これは二重処罰に関しても同じような議論があったと思うんですけれども、現状の日本の独占禁止法に対する認識と。

塩野座長 要するに、国民感情に合致してということですね。わかりました。どうもありがとうございました。いろいろな御議論をいただきまして、きちんと整理できるかどうか、なかなか難しいところだとは思いますが、1つずつ整理していかないといけませんので、御議論のある方はそのときにおっしゃっていただきたいと思えます。

まず神田委員の御意見でございますけれども、いろいろな皆様方の意見をお伺いしていると、基本的には自分はこういう考えであるということでおっしゃっておりまして、その中には大体の傾向もうかがえるところでございますので、文案はまだ考える余地もありますけれども、まだ議論が詰まっていなからそういうことをただそのまま書けばいいということには私はならないのではないかと考えております。

この点は、27回懇談会でワーキンググループで議論しろということになったときに、ワーキンググループとしてはA案、B案の両方について議論をいたしまして、それをそのままの形で懇談会にお出しするか、あるいはワーキンググループで議論をした結果、どちらの案でいくべきだということになれば、そういう形で懇談会にお出しをして懇談会の御意見を承りましょうというふうな形になっておりますので、ワーキンググループが権限を越えてしたということは私はないと思っております。

そこで、30回のあるときにいろいろな議論がありました。大体、今日と似たような議論が多かったんですけれども、そのときに私の方でいろいろ御意見を承りましたので、最後のところでA案、B案について原案的なことを申しましたときに、不服審査型を当面維持し、しかしということについて特段の御意見があれば最後にもう一度お伺いしたことがございました。それを受けて恐らく神田委員からの、まだ議論が詰まっていなではないかという御議論もあったかと思っております。

そこで、私としてはここは皆様方は大体意見をお持ちでございましたので、その意見を聴いて懇談会の意見として大体こういうふうにとまとまるかどうかということでこれからの議論を進めていきたいと思えます。ただ、議論が煮詰まっていなからもうギブアップしろというのが多数であれば私はそれに従いますが、そこはもう少し詰めていってよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。そこで、まず1つは審判方式を採るかどうかということがございました。その場合、いろいろ御議論はありましたけれども、審判方式は少なくとも維持する、あるいは堅持と言うとまた村上委員にしかられるかもしれませぬけれども、要するに採るということで、その後をどう

するかというのはまたこれからの話といたしますが、それは進めていってよろしゅうございますね。

そのときの審判の観念でございますけれども、ここに「いわゆる」と書いてありまして、審判と言っても確定したものはございません。審判と言ってもその中に実質的証拠法則を含むものもありますし、含まないものもあります。裁判主義を採っているものもあるだろうし、採っていないものもいろいろあるということでございます。そこで「いわゆる」というふうに書いて、ここでは括弧書きをして、実質的証拠法則と審級の省略が入っているものを一応ここで審判方式と言うということでございます。

それからもう一つ、誤解を招かないように今のうちから申し上げておきますと、現行法も抗告訴訟なんですね。抗告訴訟であり、取消訴訟であります。そのときに、行政機関の判断について一定の配慮をして、それを実質的証拠法則という形で言い表す。それから審判、二審級を採ったということと言い表す。それから更に、そういうことであるから行政の段階でしっかり両者ともやってくれということで新証拠提出の制限をするという仕組みがありまして、これは立派な抗告訴訟であるということをお間違いないようにしていただきたいと思えます。

そこで、事前か事後かということではいろいろ御議論のあるところでございますが、先ほど根岸委員の方から行政法学者はどう考えているのかという御質問がございましたので、私からお答えするのもしかかと思いますが、専門の宇賀委員がいらっしゃいますが、この不服申立てには、異議申立てと、審査請求がございまして、異議申立てについては行政法学者は一般的に非常に消極的でございます。やむを得ない場合以外はやめようじゃないかということで、今度の行政不服審査法でも相手方がどうするかはわかりませんが、第三者性を非常に入れるような方向に向かった整理がなされているところでございます。

そして、この原処分に対して異議申立ての形ではあるけれども、審判方式を採るとするのは実は現にあるわけでございます。それは電波法の方にございまして、大臣が処分をしたときに電波監理審議会に諮問をする。それで、電波監理審議会で審議した上で、今度は処分をしました。その処分に不服がある場合は電波監理審議会がこれを審理する。それで、電波監理審議会の議決により、大臣が判断をするという制度がございまして。

それについて、訴訟が起きました。その訴訟について当時、北海道大学教授の今村成和先生が判例法釈を書いておられます。それは、『判例評論』のナンバー84号（『判例時報』の419号）72ページ以下でございますが、そこで今村先生のことを一々紹介する必要はないかと思えますけれども、非常に今村先生らしい評釈をしておられます。

いろいろ書いてありますけれども、もとより処分庁に対する異議申立制度の効用を全面的に否定するつもりはない。そういう異議申立てもあるだろう。結局において、それは処分行政庁の自己反省の域を出ないもので、それが聴聞の形式をとっているからといって、このような場合にまで実質的証拠法則の証拠の法則を結び付けるということは、当事者から事実認定についての公正な判断を受ける機会を不当に制限する結果となるもので、憲法 32 条に定める裁判を受ける権利の保障にも反する疑いがあるというわけです。

本件は、はしなくも電波法に定める聴聞制度の欠陥を暴露したものの、つまり処分をして、そのものが異議申立てを受けて、そこで審判をして、そこで実質的証拠法則というものはいかがなものかということでございます。

また、実質的証拠の法則というのは準司法的手続を経た行政決定に対する司法審査の限界としてアメリカにおいて発達したただけれども、当該決定が準司法的手続を行われたものであることに決定的な意味があるということを前提にしており、処分を先にやっておいて、それからまた自分でもう一度見直すということであると、これは聴聞制度の持つ意味の大半は失われていくのも当然であって、第三者的立場を有する公正な審理としての性格、ここに期待することは初めから無理な相談と言うべきであろうというわけです。

非常に鋭いといえますか、きつい言葉で、私はこれを随分昔に『判例評論』として拝見した記憶があり、それがずっと頭の片隅に今も残っているのですが、これはやはりシステムとしてどうしても違和感があるわけです。

ただ、私はここで今まで皆様方の御意見をお伺いしまして、当面維持するというふうにまとめましたのは、私はこれは一種のカンフル注射ではないかと考えました。公正取引委員会として事件がたまっており、それから世間の批判も非常に強いということで、一種のカンフル注射、あるいは非常に応急的な抗生物質もそう長く使ってはいけない抗生物質だと理解しております。そういうもののだとすると、その抗生物質の使用期間も一定の限度があるのではないかと。カンフル注射は何回もやってもいいものではなからうと考えてこういうふうに整理しているわけでございます。

ですから、せっかく公正取引委員会が現在の状況にかんがみて作り出したものをむげに、これは憲法違反の疑いがあるなどと言って退けるわけにはいかないだろうということは思っておりますが、基本的にこれが日本の制度であるということで、何でこんなものがあるのかということについては私は外国人に説明できないんですね。それは、外国の制度を見習えというわけではありませんけれども、日本法としてこれを整理できるか。それはカンフルですというふうにしかな説明ができないというのが基本でございます。

それが根岸さんに対するお答えになるわけですが、その点で榎野さん以下い

ろいろな方がなかなか読みにくいとおっしゃっているのですけれども、私がこういうふうに書きましたのは、これを先にやってしまうと、何で平成17年の改正をやったのかと非常にネガティブにとられますので、そこで平成17年の改正はそれなりの理由があったでしょうということでこれは当面維持します。けれども、これは恒久的な制度としてどうかというときに、もともとカンフル注射は危険だからやめておけ。「しかしながら」ではちょっとおかしいので、カンフル注射をした。これはある程度の成果は得ているというふうに皆様方の御意見を聴いて整理をして、そして「しかながら」というふうに分けたということですが、この点の組み立て方は御注意いただきながらもう一度考えることはあり得ますけれども、気持ちはそういうことでございます。

あとは村田さんからたくさん出まして、これを一々答えていると大変ですけれども、今度最終的に整理するときに参酌して御返事することにしたいと思っております。

そして、もう一つずっと出てまいりましたのは、それでは抗告訴訟に戻れというお話です。抗告訴訟には最初からなっているんですから戻りようがないというのが私のお答えでございますけれども、聴聞官あるいは聴聞制度をどういうものとしてお考えなのかですね。それが第1審で簡単にすっ飛ばされるものでしたら、それではもうやる必要はないではないかという議論が出てきます。外国法制も二審級を採っているという事実をそんなに何度も繰り返しても仕方ないのではないかということで整理をしていいたらうと思います。

そうすると、ぎりぎり詰めていくと、その委員会の決定について実質的証拠法則を認めるかどうか。二審級を認めるかどうか。そして、新証拠の提出の制限を認めるかどうか。そういったぎりぎりの話になります。そのときには審判官という制度自体が問題になるのではなくて、どういう手続をとるか。聴聞手続をどういうふうにするか。聴聞官をどういうふうに通達するか。それと、公正取引委員会との関係をどうするかという問題でございまして、それはこの段階ではまだできる話ではございません。もっと広い意味でのいろいろな準司法的手続のことを考えなければいけません。

そこで、私が皆様方の御意見をお伺いしながら考えましたのは、ここはとにかく審判制度でいこうということは大多数の意見が一致しましたのでそれを書きました。その後始末は適当におやりいただければいいというのが私の基本的な考え方で、C案は一切だめだとは書いてありませんので、そこは今後の議論の話になるかと私は思っているところでございます。

では、どうぞ。

村上委員 私は、事後審判の評価についてはまさしく今の座長の整理で全く異存はございません。それで、行政審判の方がいいという選択肢もあると思ひ

ます。ただ、その理由づけです。ここに書いてある理由でいいのかということなので、先ほど根岸委員が言われた、むしろ最初の方を理由に行政審判を残すのならば残すべきだと思います。

それは、私のペーパーにも書いていましたけれども、組織形態としての独立行政委員会というものと行政審判とは歴史的、沿革的に結び付いてきた。これは事実であるので、それが1つ。

もう一つが、これも根岸委員が言われたように独立性、専門性を発揮させるために独立行政委員会というものは非常にいい制度である。その存続を危うくさせるようなことは嫌だから、存続させるために行政審判の必要があるんだと、私はその理由は一つの説得力のある理由だと思っているわけです。

ただ、私はそれは絶対的なものではないと書きましたけれども、日本には公正取引委員会という独立行政委員会があり、行政審判があるんだから行政審判をとりあえず維持するという理由ならばまだ通ると思いますが、その後の細かな小さな理由を根拠にして行政審判を残すべきであるという理由というのは、むしろそちらの方の理由づけは使うべきではないと思っております。

塩野座長 細かい点はいろいろ反論があるんですが、歴史などは要らないという説ではなかったんでしょうか。それで、急に根岸さんの説で……。

村上委員 私は、いいものがあればいいものをとるべきだという考えでございます。

塩野座長 いいものというか、ペーパーの中では審判手続をなくしても独立委員会といいますか、行政委員会はなくなるとさらっと書いてありますけれども、それは今までの歴史をもうちょっとよく勉強してからおっしゃっていただきたいと思います。

村上委員 ここを議論する時間ありませんが、実際にほかの国では審判をなくしても、独立性が残っている国もあるということになりますので。

塩野座長 日本法としてですね。それから、ほかの国ではどうかという点についてはまだ実証的には余り説明がつかなくて、ほかの国ではこうだというだけの話で、日本の公正取引委員会の独立性については実は増井委員も論文を書いておられます。御自分では宣伝なさらなかったんですけども、日本法律協会が出しましたもので、『準司法的行政機関の研究』という大部の書物が昭和50年に出しております。

その1つに、増井委員だと思うんですけども、「行政手続の手続的公正の保障」という論文を書いております。これの特色は何かというと、それは準司法的手続をとっているというところに公正取引委員会の独立性の保障があるんだということを書いておられまして、今日おいでになったら恐らくそういうことをおっしゃったのではないかと思いましたので御紹介をする次第でございます。

それからもう一つ、行政委員会がなぜ内閣から日本で独立して存続し得るのか。これは実は大問題でございまして、公正取引委員会の方は御承知だと思えますが、国会でも何度も議論をし、内閣法制局の見解もずっと出ているところでございまして、そのときにはなぜ内閣から独立できるかということについてはやはり実質的な問題、つまり準司法的手続をとるということに大きな意味がありましたので、その片方が崩れたときに今までの政府見解を変えないといけない場合もありますので、そこは十分御注意をして御意見をいただきたいと思えます。これは非常に長い歴史があって、それは単なる歴史ではなくて、国会答弁の中での歴史ということでございまして御注意をいただきたいと思えます。

日野委員 一つだけ、訴訟の関係でよろしいでしょうか。公正取引委員会の独立性の一つとして大変大事なことだと思うのは、行政訴訟になったときに通常の行政訴訟の場合にはすべて法務大臣が国の代理人としてやっているわけです。これは内閣の一員として、行政庁の行政訴訟はすべて法務省の、今は訟務局とは言いませんけれども、訟務部がやっているわけですが、唯一の例外として独占禁止法の行政審判に対する不服の行政訴訟については法務大臣の管轄外ということになっているわけです。これは非常に公正取引委員会の独立性、行政訴訟における立場を如実に物語っているものではないかと思えますので、ちょっとコメントさせていただきたいと思えます。

塩野座長 ありがとうございます。当時、私は改正に関与したんですけれども、公正取引委員会の独立性と、それを支えるものとして準司法的手続、それが通常の法務大臣の権限の内であったのではやはりおかしいだろう。それはそれなりにきちんとした御意見かと思いましたが、どうも御指摘をありがとうございます。

そこで、このC案の位置付けというものをどういうふうに書き表すかということについてはまた考えさせていただいて、最終的には少数意見でどうぞということになるかもしれません。ただ、断っておきますけれども、C案はだめだと、恐らく将来ともあり得ないということを言っているわけではありません。それは議論を封殺するつもりは全くありませんけれども、この懇談会で審判制度を維持するということは大方の御意見がありましたということで収めたいと思っております。ただ、C案が出ましたというのは10行ぐらいいっぱい書いてあるというふうに私は理解しております。

そういうことが私の皆様方の御意見を伺った上での御説明でございましてけれども、いかがでございましょうか。御意見のうち、文章等について留意すべきものは留意いたしますけれども、ストーリー自体は一応これで懇談会としてこういうことでまとめるということについて御承認いただければありがたいと思

います。

どうぞ、諸石委員。

諸石委員 今、座長のおまとめになったとおりだと思いますが、これから後、今日を入れて3回でございますね。そうすると、なかなか皆さんの意見が一致するはずのないところが多いので、どういうふうな形でこれからまとめていくのかということ座長がどうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

多分、表現について意見があれば、それぞれ今までも出してきたし、これからも19日に向けてなるべく早い機会に意見があれば出して、座長と事務局とでそれを取捨していただいて、取っていいと思うものは取っていただき、これは取れないというものはやめる。そういうことで、19日に何かこうだというものをお出しいただくのではないかと理解しています。

それで、その後、表現はそこでいつまで言ってもというか、そのことでこの委員会のまとめがこうだということについては、多分そこで更に言っても、これは全員が言うことになるでしょう。あとは座長がおっしゃったように、この委員会のまとめとしてはこうだけれども、自分としては違う意見を持っているというようなことを補足的に述べさせていただくような機会があるのだろうか。そうしますと、最終的には19日のものを見て言うということになるのでしょうか、次の26日までという時間が無いので、それはいわば出す。それは議論をするのではなくて、そういう意見があったというだけだと思いますが、例えばそういうものを自由に出していいのか。しかし、膨大なものを出すに困るということもございましょうし、その辺の後の整理の仕方について、現時点で座長はどうお考えかをお聞かせいただければと思います。

塩野座長 その点は、実は今日の会議の最後のところで申し上げようと思いましたが、ちょうどいろいろな御意見が出ましたので、今そう確たることは考えておりませんけれども、この段階で一応考えているところを申しますと、次回は19日でございますが、そこで前回の会合と本日の会合の御議論を踏まえまして修正した報告書案を御議論いただきたいと考えております。それはいつごろもらえるのかということですが、来週中にはということ急ぎ取りまとめますので、来週中にはこれをお送りいたします。

そこで、見たところ、自分の意見が一向にはまっていないじゃないかというようなこともいろいろあるかと思えますけれども、それについてこの懇談会の場で少なくとも記録にとどめておくべしという形での御意見、場合によっては19日に更にここを直せということもあろうかと思えます。しかし、それと同時に、あるいはそれをもう少しふくらませた形で少数意見として書きたいというふうなこともあろうかと思えます。

それで、どうしますかということの時々お伺いしているわけですが、

この前から少数意見を付けたい人は付けた方がいいだろうというふうな諸石さんの御意見、そしてそれは余り大量に及んではいけないという大変ありがたい御指摘も承りましたので、分量はまた考えさせていただきますけれども、非常によく詰めた、よく練れた短い文章で少数意見をお出しただければ、それは記録にとどめるのではなくして、報告書の中のどこに入れるかはまた別ですが、終わりの方に少数意見という形で御披露するということはあるかと思えます。これはよくあることでございまして、行政訴訟検討会の報告書でも少数意見が付けられています。決して珍しいことではございません。

ただ、これをいつまでにお出しいただくかということなんですけれども、要するに御意見は 26 日の懇談会の前にお出しいただかないと印刷は間に合いません。そうしますと、19 日の次回会合が終わってから少数意見を書くかどうかという御検討をいただくのはちょっと無理かとも思いますので、修正した報告書案をごらんになりながら、これは自分としては少数意見でいかにざるを得ないなというところはもう用意をして御準備をいただくということになるかと思えます。26 日にできるだけ一緒にしたいと思えます。それは、今日の終わりのときに日にちをもう一度調整して考えさせていただきます。

諸石委員 そうしますと、こう理解してよろしいのでしょうか。来週中に文章整理したものをいただける。それに、できればこういうものを盛り込んでいただけたらどうかということがございましたら、例えば週明け早々にそれぞれ文章の提案といいますか、そういうものがあれば出して、それは座長に御検討いただいて取舍選択していただく。それで、19 日から間髪を入れずといいますか、事務的なことを考えますと、19 日でのものが確定したら、その直後にもし自分に意見があれば少数意見というか、補足意見を出す。そういうふうな手順と理解してよろしゅうございましょうか。

塩野座長 一応そういうふうにご考えております。

では、神田委員どうぞ。

神田委員 質問をよろしいでしょうか。その少数意見ということのとらえ方がよくわからないのですが、今、座長は珍しいことではないとおっしゃったんですけれども、何がわからないかといいますと、例えばこれだけ議論を重ねてきた中で、そしてこの報告書が場合によっては併記しているところがありますし、両論いろいろ書いてあるところもあります。

そういった中で、それでもなおかつ議論をしてくる中で、そうは言っても少数意見として書いておくべきものということで、ここで合意を得ながら書くのであれば非常によくわかるのですが、少数意見というのは今のお話をお聞きしていますと、個人の意見ということになりますか。それを報告書に書くというのは、私はいまひとつ理解できないのですが、どんな感じなんでしょうか。

塩野座長 それは、最高裁判所の判決を思い出していただければいいと思います。最高裁の判決文には主文と多数意見、法廷意見という人もいますが、それと補足意見と、反対意見とございます。ですから、その中には反対というのと、ここは意を尽くしていないからこう読むべしというのといろいろあるということでございます。

それからもう一つ付け加えますと、本当はここを議論すべきであったのにしていないのはおかしいので今後議論すべきだということもあり得ると思います。例えば、自分はこういうことをずっと主張してきたんだけど、一向に取り上げてくれなかったのも、やはりこれは重要だという意味で、事項として取り上げなかったことの重要性を指摘されるということもあり得ると思います。裁判書きの少数意見とはそこが違います。

神田委員 そうすると、個人の意見という表現の方がいいんじゃないですか。少数と言うとニュアンスとしてちょっと違うような感じがいたしまして。

塩野座長 わかりました。それはごめんなさい。そういうつもりではなくて個人意見です。最高裁判所の少数意見というのは個人意見です。

しかし、それでたくさん集まってしまったら並べていただく。でも、半数以上になっちゃったら、これは少数意見にはなりませんので、余りたくさんかき集められてしまうと…。少数意見というのは、個人の意見ということでございます。

では、村田委員どうぞ。

村田委員 本文の方に戻りまして、先ほどの審判のまとめ方の部分で、塩野先生がおっしゃった御趣旨は大変よくわかります。そうであればなおさらのこと、事前審判方式に戻すタイミングについては、今の一定の条件が整った段階でということをもっともう少し踏み込んで、例えば「次に独占禁止法の改正をするタイミングでは」等の前向きな表現を工夫してはいかがかと思っております。

特に、今の 28 ページの最後の段落で「審判の迅速化や制度の趣旨に沿わない審判の増加を防止するための措置を講じた上で」というのはわかるのですが、その次の「入札談合事案に関する実効的予防策の実施状況を踏まえつつ」という部分は特になくとも、前後の整合性はとれるのではないかと考えます。

塩野座長 御指摘ありがとうございました。どういうふうにするかは考えさせていただきますけれども、ここは多少奥歯に物の挟まったような書き方をしておりますのは、平成 17 年にはそれなりの改正で議論をされて、それなりの思いがあったんだろうと思うんです。それを簡単に捨て去ることは私は忍びないところがありますし、またそれなりの効果は上げているわけでございますので、人様のおやりになったことをそう簡単にないがしろにするわけにはいかないというのが私の気持ちでございます。恐らく皆様方もそういうふうなお気持ちで

あろうと思います。むしろ平成 17 年改正でよかったという方もいらっしゃるものですから、そういう方を単に少数意見として端にやるのではなくて、そういう方々の御意見も聴いた上ですと、そう簡単には退けられないということがございます。それから、一定の条件も辺りは、そのときに何でそんなことが起きたかというやはり入札談合とか、それは先ほど小林委員が御指摘になりました世の中で何が起こったという、入札談合に対してもどかしい思いをしてきた。それと、それから審判の累積というものがあって、これは何とかしなくちゃいけない。私はその気持ちはよくわかりますので、そういった前提条件がなくなる。カンフルあるいは抗生物質を打ち続ける前提条件というものもあるだろうと思うんです。

しかし、私はもっと一種の危機感を抱いているんですけども、今の方式ですと、場合によっては本当に審判制度というものは意味がないのではないかと、不信感が非常に強まってくるとも思いますので、そういう意味で余り類推というか、比喩を言うのはいけませんけれども、抗生物質を使い過ぎてかえって副作用が起きて、本当の大事な審判制度の根本が揺らぐことのないように、時をよく見計らってくださいという趣旨でございます。

村田委員 最後にもう 1 点、「指名停止を受ける時期をコントロールするために」という件ですが、この点が審判の動機ということで、今まで公正取引委員会の御説明の中でも出てきていない論点が、この報告書でここまで書かれることによって、後になってこの報告書でこういう認定をしたということについて、なんら事実かどうかの検証がないまま、それが一人歩きしてしまうという懸念につきましては、是非もう一度ご検討のほどよろしくお願いいいたします。

塩野座長 これは根岸委員が学者としての立場でおっしゃったことで、しかしその材料は一つは出せないということとはございます。

それからもう一つは、システムの問題ですね。そういうことに使われる、あるいはそういった風評が立つということのシステムを問題にしているわけですから、別にあの人が言った、この人が言ったということではなくて、このシステムだとこういうことになる。そういうふうなことで評判がたっても致し方がないということで、私はこれは自分なりに納得しているところでございます。証拠を出せと言われても、これは出しようがありません。

村田委員 証拠の出せないものについて、しかも公正取引委員会から今まで過去こういう懸念があるという御説明が全くなされていない中で、たまたまお 1 人の学者の方が論文で書かれたからといって、それだけを根拠にしてこのような形でオーソライズしていいのかどうかということでございます。

塩野座長 私は公正取引委員会の言い分よりも学者の一番オーソリティのある方の言葉を信用することがありますし、それを信用するかどうかはこの懇

談会のところでございますので、それを信用しないというふうに村田委員がおっしゃれば、ではほかの方はどう考えますかということで決を採りますが。

金子座長代理 村田委員、今のところですけども、座長が言われたようにシステムの問題としてそういう誘因が生ずるおそれ、あるいは可能性がある。では、それに基づいて審判を請求しているかということ、その事実は確認はできないけれども、システムとしてそういうおそれがあるということで、そのところをふさいでおこうという。

そういう意味で、事実をここで確定しているわけではありませんので、システム上の問題としてこういう弱点というか、欠点というか、そういうものがあるという形でここで論じているということで御理解いただけないのでしょうか。

村田委員 私は逆に企業に属する者として、実際に指名停止の時期を左右するためだけに審判で争う企業が本当にどれだけあるのだろうかというのがその根本的な問題意識でございまして、もちろんたまたま根岸先生がある企業から御相談を受けてそういう事例があったのかもしれませんが、大多数の企業がそのような動機で審判に持っていかどうかといえば大いに疑問を感じています。審判を継続維持するということは、企業にとって非常に大きな負担になるわけで、経営の意思決定として公正取引委員会の認定は事実と異なるからこそ審判に持ち込むわけです。にもかかわらず、指名停止の時期回避の目的のためだけに審判を維持継続しようという企業が本当にどれだけあるのだろうかということが一番根本的な疑問として持っておりますから、そういう疑問を申し上げた次第です。

塩野座長 その根本的な御疑問があることはよく理解しますけれども、それを調べると言われても調べようがないということが1つ。

それから、指名停止のことだけでどうこうと言っているわけではありません。リーニエンシーの問題も、この数が減ったということは全体のことを考えて、企業側の反省の点もあったでしょうし、あるいはいろいろな意味の計算上の問題もあったでしょう。けれども、指名停止ということについて、それは一つの誘因になっているのではないかという御指摘があり、それはシステムとしてはあり得るということでここに書いているということでございますので、個別の企業がどう判断したかはわかりません。よろしゅうございますか。

大分時間が経ってまいりましたが、諸石委員が適切にまとめていただいたようなことで一応ここは済ませていただきたいと思います。ただし、意見の書きぶりについてはもう一度考えさせていただきますし、それでもだめな場合には個人意見ということでお願いします。宇賀委員は行政法として何か一言付け加えておかれるところはございますか。

宇賀委員 いろいろな御意見がありましたけれども、それを踏まえた上でい

ろいろなことをお考えいただいておまとめいただいたものだと思いますので、私はこういう形でまとめていただければと思います。

塩野座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「審判に対する信頼性・透明性確保」という2のところに入りたいと思います。この点は何か御議論はございますか。これは「審判官」というふうに表題は出ておりましたけれども、中身を整理してみますと何も審判官だけではなくてむしろ信頼性を高めるという、そこが重要だということとでこういうふうにしたわけでございます。では、どうぞ。

諸石委員 これも最後に私の意見を申し上げることになるかもしれませんが、審判官の公正だとか、最初の四角に、これは大変根本的な問題で、エッセンスはこういうことなんだと思いますが、余りさらっとというか、審判制度を維持するならばやはりどうしても避けて通れない。何とかしなくてはいけない。今すぐできるかどうかは知らないけれども、何とかしなくちゃいけないというニュアンスがもう少し、お気持ちがそうだとすることはよくわかるんですが、強調をもう少ししていただいてもいいんじゃないかと思います。

塩野座長 2のところについては、今のお話はもう の具体的なところでもう少しすごい案が出てきたらどうかということなんでしょうけれども、なかなか今の段階ではここで具体的なものを提示しておりませんので、 の辺りはこの会議で出ていたと思いますので。

では、どうぞ。

村田委員 これも今まで申し上げてきているところでございますが、審判官の除斥・忌避手続の創設でありますとか、最初の段落には書いてありますが、2つ目の「具体的には」という部分には書いておりませんので、審判官について委員会とその審査官からの独立性ということについて、きちんと独占禁止法の条文の中に入れるべきであるという点も明記していただきたいと思います。

塩野座長 そこはちょっと考えさせていただきます。よろしゅうございますか。

それでは、3の「審判・事前手続における証拠開示の在り方」とやや共通するところがございますので、4のところについて御議論をいただければと思います。

どうぞ、諸石委員。

諸石委員 証拠開示の在り方について、結論としては現行の運用で問題ないというような整理かと思いますが、これについては諸外国でいいますとすべて例外なく開示している。日本の諸制度でも、刑事訴訟法で争点についての証拠開示があるというふうなことから考えますと、なぜできないかという理由として手間、それもマスキングの手間ということが主な理由だとしますと、それは

諸外国でも同じような問題があるけれども、全部それを克服してやっていることだと思えますし、また、だめだということに一足飛びに行くのか。例えば、開示すべきだけれども、審査官がこれは開示できないといったものについて、それを争う手続をとるとするのは原則と例外の逆転もありましょうし、守秘義務を課して、ということもあればインカメラもあれば、いろいろな方法がとられている。そういうことが全部だめで現行の制度しかないのかということ、もう少し考えてもいいのではないか。

それから、いずれ審判になれば文書提出命令で出せばいいじゃないかということにつきまして、そのときに手持ち証拠が何であるのかわからない中で文書提出の申立てをする場合に、これは公正取引委員会のお考えを伺った方がいいのかもしれませんが、その他これに関連する一切の書類、審査委員会手持ちの本件に関する一切の書類というふうな特定の仕方です。それで全部一切の書類を出しますよとおっしゃるんだったら、時期の問題だけなんですけど、多分そうはおっしゃらないのではないかと。文書を特定してくださいと言われてたら、知らないものをどうやって特定するんですかという議論になる。

この辺について、やはり日本独自というものと諸外国とのウェートの置き方が、ところによってそれぞれ判断が違う。その辺が見ようによっては首尾一貫しないし、見ようによってはそれぞれの特性に応じた議論をしているということだと思えます。この辺についてはなぜできないのかという辺りや、あるいはもうちょっとこういう手段を取ったらできるかもしれないけれどもというようなことがもう少し書かれてもいいのではないかと。

塩野座長 おっしゃることは私もよくわかるところでございますけれども、事前審判の3、4の辺りは結構ドメスティックなものがあるんですね。国における刑事訴訟だってアメリカをモデルにしたと思っただけでもない日本法ができ上がってしまっているというようなこともございますし、行政調査でも日本の場合はどういうわけか司法の手を借りないで、要するに日本的な三権分立ができ上がってしまっているとか、それから例のリーニエンシーまがいのものも日本にはなかなか受け入れられない。今度やっとそこが入ったということもございますけれども、あとはおとり調査の問題もあるし、いろいろな調査あるいは捜査のやり方はどうも日本独自のといえますが、ドメスティックなものがずっとありますので、独占禁止法だけ先に飛び出ることができるかどうか。

ただ、諸外国もほかの点でも随分違うところがあるので、そこでこの書きぶりは諸外国のことも勉強しましたけれども、これは「当面」という言葉を使うかどうかは別として、現在制度としてこれをすぐいじることはなかなか難しいところがあるだろう。

そこで、3の最後のところでも、「個別の事案に応じて、公正取引委員会が弾

力的な運用を行うことを妨げるものではない」という趣旨は結構思いが入っているところがございます。是非これはやってほしい。外国ではいろいろなものは全部判例でまず決まってきて、その判例を積み重ねたものが制定法になるという筋道を通ることが多いです。そうすると、弁護士と公正取引委員会とのやり取りの中で、場合によっては訴訟にでも訴えて権利を獲得していただきたい。

しかし、そこにいくまでの間にでも公正取引委員会の方で諸外国の状況も見ながら、あるいはマスキングのやり方もうまくやりながら、解決すべきものは解決して行ってほしいということでございます。

それから、行政調査の方は前回御披露をして、なお言葉を入れたところもございまして、33 ページの(4)は「運用面での配慮」ということで村田委員、諸石委員からお話いただいた文案をここに入れているということでございます。そういう気持ちで入れているということは御説明しておきたいと思います。

村上委員 整理だけの話で、そんなに大きな問題とも思っていないんですが、私の意見書の3ページの下のところに書いた「行政調査」で一般的に議論しようかと思っていたところですけども、今回事件記録の開示と、それから謄写の許可というのは「審判・事前手続における証拠開示の在り方」で、これは大分取り上げられて議論されているわけですけども、私は事件記録の開示、謄写の許可の問題というのは一般的には調査段階における相手方に対する防御権の保障のところ議論されることが多いので、そういう意味では行政調査のところの一項目として挙げられることの方が多いいかなという気がします。

ここに理由を書いております。実際にこれを開示する制度をとろうとした場合に、開示時期との関係で、例えば事前手続なり、通知の時期なり、審判の時期なり、関連してどの時期でというのは常にされる議論ですけども、開示される文書が必ずしも事前手続とか審判手続によって、例えば処分庁からならば違反行為立証のため、相手方ならば防御のために提出されるという文書とはまた別問題の議論でありまして、開示された文書もしょせん一部しか審判なり事前手続には出ないというのが普通の取扱いです。

そういう意味で、全部の事件記録とか意見記録の開示の問題というのはむしろ防御権の保障というものの一項目で、そういう意味ではその次に書いてある行政調査の方の一項目として挙げていいのではないかと思うので、そのところは多少区別して、例えば審判なり、聴聞なり、申述の手続が必要で提出すべき文書の範囲という議論と、全体を集めた行政調査の場合の記録の開示の問題というのは多少分けて議論した方がいいのではないかと思います。単純な整理の仕方だけの話であります。

塩野座長 御指摘をありがとうございました。

どうぞ、日野委員。

日野委員 既に座長がお話になられましたのでダブるかもしれませんがけれども、行政調査の関係と、それから刑事手続の関係について若干意見を申し上げたいと思います。

独占禁止法が我が国に導入された昭和 20 年代の初めに、行政審査審判手続をどういうふうにしようかということで、独占禁止法を作成、制定する際に、これは場合によっては告発をして将来は刑事手続になるかもしれないということを考えて、刑事訴訟法を準用するという執行形態をとったわけです。

ですから、今でも独占禁止法の中には 62 条などはそうですけれども、刑事訴訟法をそのまま準用している部分がございます。これは、刑事訴訟法もほとんど同時期に我が国に導入されたというか、新しく制定された昭和 23 年ころの話ですが、その当時の独占禁止法の考え方というのはある意味では第 1 審の地方裁判所に相当する、そういう審判を行うのだということが基本にありまして、それから審査の方はその前提としての捜査に相当するようなものだということから、現在の審査審判手続も直接は刑事訴訟規則をそのまま準用しているわけではありませんけれども、かなりの部分は刑事訴訟規則というものをモデルにして、ひな形として審査審判手続ができているということがまずあると思います。

その上で申し上げますと、その前提となっております刑事手続にかなりディベンドオンしているところがございますので、刑事手続の方が動かないのに独占禁止法の方を動かすというのは、もともとの独占禁止法がイントロデュースされたときの考え方に反しているのではないかとということが 1 つございます。

やはり一番大きいのは、先ほど根岸委員から、経済的ないろいろな法則によって通謀の事実なども立証できるというお話がございました。これは実際問題としてはなかなか難しゅうございまして、公正取引委員会は確かに、通謀の事実、共謀の事実はあるということをよくおっしゃるわけですがけれども、我が国の裁判制度ではなかなかそこは事実認定としては難しいわけです。

そうすると、結局は何が決め手になるかということ、自白が何と言っても最大の証拠になっているわけです。それを得ないことには告発もできませんし、行政審判においても将来的にはそれが覆るおそれがある。だから、公正取引委員会の審査官の方々は、私も審査部でお世話になったことがあるわけですがけれども、はっきり言って何とかして自白を得ようという努力をなさっているわけです。それは警察の捜査も同じですし、そこはやはりそういうことにならないとなかなか共謀の事実が認定できないということは実態としてあろうかと思えます。

そうすると、やはり刑事手続が動かないのに独占禁止法の方を先に動かすと

というのは順番が逆でありまして、刑事手続の動向を見ながら独占禁止法の審査・審判手続を考えるという在り方ではどうか。そういうふうに行っていくべきではないだろうかというのが、先ほど塩野先生も既にお話になりましたけれども、若干それを私の立場からも申し上げさせていただきたいと思います。

その上で、32 ページで若干字句の問題になって大変恐縮でございますが、でちょうど因数分解というか、括弧書きになっているような文章になっているわけですが、「行政調査」は「行政制度」にかかっているわけですし、それから「刑事捜査の権限・手法」は「司法制度」にかかっているわけですが、ここは若干くどいのですが、「行政調査の行政制度」、それから「刑事捜査」というのは普通使わない言葉ですね。警察の捜査みたいに見えるわけで、刑事が行う捜査ではなくて、捜査と一言で言ってしまうればこれは刑事訴訟法上の捜査ということになりますので、「捜査の権限・手法を含む司法制度の在り方や、行政調査に関する行政制度の在り方」というふうに分解していただいた方がわかりやすいかと思います。

それから、 つきましてはやはり先ほど申し上げましたように独占禁止法が刑事訴訟法を準用しているということをもまず前提として置いていただきました上で、47 条の訴訟記録の非公開の原則というものをお書きいただくことがよろしいのではないかと考えております。以上でございます。

塩野座長 どうもありがとうございました。刑事訴訟法の準用の関係については、条文の立て方を整理した上できちんと整理したいと考えております。

それから、今の御指摘の点との関係ですが、実は行政調査については私もかねて国税を始めとしていろいろなところで通則法をつくらなければいけないということを昔から言っているわけですが、なかなか実は難しいところがございます。

それからもう一つ、公正取引委員会で今度のいろいろな御説明を伺っていると、ほかのところでは一種の自白まで追い込むというより、物的証拠でどんどん固めていくところがございますね。税でもですね。それはいろいろな質問検査権を行使しますけれども、そこでぎりぎりやるということよりは、そこをちょっと聞いたところで、物を、あるいは帳簿を見るということではあるんですが、どうも独占禁止法関係の場合にはやはり供述ということが非常にウェイトを持っているということで、これはなかなか一筋縄ではいかない。供述調書とか何とかと言うとすぐ刑事の方から、それは口裏合わせだとか何とかと言われますので、そこら辺になりますと私は全く自信がないところもございまして、やはり普通の行政調査とも違うなという感じがあったものですから、こういうふうな書きぶりをしていただきました。

しかし、自白とか自供とか供述に頼らなくて済むような環境整備を整えると

いうことは私はまず必要なことではないかと思っておりますので、そういうことを含めてこういうふうな書きぶりになっているということを御承知いただきたいと思えます。

村田委員、どうぞ。

村田委員 今の点に関しまして、5月13日の『サンデープロジェクト』でちょうど裁判員制度の特集をやっておりまして、たまたま拝見したのですが、そこでやはり可視化、インカメラ手続について特集のレポートがされておりました。アメリカのインカメラ手続について、最初は警察は全州反対をしていた、しかし、実際に先行して導入された一部の州で、結果として真相解明の迅速化に非常に役立った、カメラが導入されるとなかなか真相をしゃべらないだろうと思っていた被疑者が、結果的に積極的に口を割るようになったということと、調書の作成についても、基本的にはテープ起こしだけで予断が入らないので、そういう観点でも非常に効率化されて、結果的には、アメリカの全州の警察で採用されて成果をあげているというレポートであったわけです。

それに比べますと、今の日本の可視化の状況といえますと、警察段階では一切入っていない。検察段階のごく一部だけで採用されているということですが、そういう意味では独占禁止法の審査では、自白、供述が非常に重んじられるという観点からは、後で言った・言わない、あるいは無理に言わされたというような疑念を晴らすためには、インカメラ手続、調査時点の供述録取の際の録音・録画による可視化ということについて、逆に刑事手続以上に積極的に導入する余地もあるのではないかというような提案ができればよいのではないかと考えております。

それから、行政調査一般の部分で先ほど刑事訴訟法の準用の問題もありましたが、今ここに書かれております供述調書の写しの提供と秘匿特権と弁護士の同席以外にも、証拠法則の採用の問題ですとか、犯則調査と行政調査のファイアーウォールの問題ですとか、犯則調査時点の供述拒否権の告知の問題等の問題もあるということについても触れていただきたいと考えております。

あとは、33ページの(4)の「運用面での配慮」でいろいろ書いていただきまして大変ありがたいと思っておりますが、1点ここに追加をしていただきたいのは、証拠の閲覧だけではなくて謄写を認めるという点でして、この点についても触れていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

塩野座長 そこはちょっと考えさせていただきます。それから、行政調査手続にはいろいろな問題があるというのは前の方にも書いてありますので、論点として多く出されているということをもたもう一度そこで書き加えるつもりはありません。

どうぞ。

村上委員 行政調査の方にもう移ったということによろしいですか。

塩野座長 はい。

村上委員 それでは、3ページの意見書の話のところになるのですが、この問題は議論のための議論になるような感じがするので余り強く主張する気もありませんが、独占禁止法上の審査手続の沿革については先ほど日野委員が言われたとおりだと思います。アメリカのシャーマン法はもともと刑事法であって、アメリカ司法省が行使する法律であった。それを戦後、何も考えずと言っては怒られますけれども、そのまま日本は独占禁止法で入れました。したがって、正直な話、審査の段階及び審判の段階、ほとんど刑事訴訟法を準用して決めていたというのが沿革上の理由です。それは、今よりもはるかに刑事訴訟法を入れてつくっていたということです。

ただ、それがよかったかどうかというのは別の議論があるところだろうと思います。何か行政調査固有の手続というものがあってもよかったかなというそもそも論というのはあるだろうと私は思います。

それで、私のペーパーの3ページにいきます。今、主張されているのはアメリカ、EUの行政調査を参考にして一件記録の開示・謄写を認めるべきであるとか、求めによる供述調書の交付とか、供述録取のときの弁護士立会いを許容するか否かが議論されています。それで、私もこの問題はここで新たに出たので気になってイギリス、フランス、ドイツという欧州諸国でどうなっているかということに向こうの現地の弁護士に機会があったときにいろいろ聞かせてもらっていたわけですが、どうやら行政調査実務については基本的にEUと同一の実務が取られているというのが実態のようであります。

ただ、それを取り巻く欧州各国の行政調査の制度というのは必ずしも明らかでないので、直ちに日本の今の行政調査の法制実務を見直すべきであると、ここまで言うのは難しかろうと思います。座長も言われましたように、それこそ行政調査の話については各国において違いというのは確かにあるので、国際標準みたいな話が直ちにできる議論でもないだろうと思うので、見直すということまでは言えないと思います。

ただ、この報告書に書いてありますように、「事業者が適切に防御権を行使できるように弾力的な運用を行うことを検討する」ここはこのとおりだと思います。ただ、その後にやはり外国法制等も参考に、更に検討を行うことが相当であるなど、行政調査の在り方についてはこれから先の検討課題になるということは、入れてもらった方がいいのではないかという気がしています。

その理由は、もうちょっと細かくここに書いてあります。というのは、なぜ欧州各国がそういう実務をとっているかといいますと、やはり行政調査というのは本来刑事の捜査よりは弱い権限で足りるという考え方を採用しているから

そういう実務になっているのではないかと思われます。そうすると、この中に書いてある理由づけで、最も厳格な刑事捜査権の行使においても防御権の保障のために認められていないから行政調査において認める必要がないという論理は、少なくとも欧州では通用している論理ではないので、そのままそこを論拠にしていいのか。

それから、欧州での行政調査実務を見ると、報告書に書いてありますが、供述調書の写しが口裏合わせ等、証拠隠滅を容易にして真相解明の妨げになるとか、供述内容が会社に知られることを恐れて従業員等が真実を供述することに消極的になり、真相解明の妨げになる可能性があるとか、会社から依頼された弁護士が同席すると従業員に萎縮効果が生じ、真相解明に支障が生じる可能性があるとか、こういう理由づけというものが多分通用していないのだろうと思います。

そういう意味で、理由づけについては私はもう少し簡潔に書くというか、簡略化した上、日本では一般的に現行の行政調査手続がとられていることは事実でありますので、直ちに見直す必要があるとも言えない程度の記述にとどめるか、または現在の通説的見解はこうだというのである程度細かく書こうと思った場合には、やはり行政調査の在り方については今後さらなる検討課題とする旨、明記すべきである。このくらいの方が、将来いろいろな議論が起こってどうだということになった場合、余りここで断定的にこうだというふうを書くよりは、先々の検討の余地が広がるように行政調査固有の問題はあるのだというふうに書いてもらった方がいいと思います。

もう少し具体的な理屈を言いますと、例えばカルテル事件などが起こると会社の方はコンプライアンスプログラムがっちりあるんだという形で責任を軽減したいとなります。ところが、従業員個人は、それはいざとなれば自分で刑事責任まで問われかねないような形になる。そういう状況では、少なくとも欧米の弁護士実務ではむしろ双方に同じ代理人が付くなどということは考えられないので、弁護士倫理上は会社と従業員は別々の弁護士を立てて弁護活動を行うというのは当たり前の話です。そうすると、情報が漏れるとか、何だかんだの理由というのは、同一の弁護士を前提にしたようなこういう説明の仕方というのはほとんど通用しない話になるのではないかと思います。この辺はもう少し簡略化した方が、後々の議論の余地を残せるのでそういう表現の方がよろしいのではないかというのが意見であります。

塩野座長 どうもありがとうございました。こういう書きぶりでも、後々の議論は御自由にできますので。

ただ、ここでこういう議論があって、こういう提案があって、これに対してはこういう議論があってこういうふうに収まったということはきちんと書いた

方が私はいいと思います。そのときに、この議論は理屈はないよというのは、それはそれとしてあり得るわけですけれども、そういうことが刑事関係の方から御主張があったので、それを懇談会として取り入れた。しかし、自分はそうは思わないというのは、どうぞ論文でもどこでもお書きいただいて結構でございますけれども、私はこの会議の議論の筋道がここに出ていると思いますので、そこはこのままにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ただ、ヨーロッパでは確かにそうなので、今井専門調査員も本当はもう少し前に出たかったというところもあるんでしょうけれども、それはしかし日本法としてはここが一応のぎりぎりのところかなということでございます。

どうもありがとうございました。ほかにございますか。

そこで、4まで終わりましたので、5の「警告・公表の在り方」についてでございます。この点については、前回の会議のときに増井委員から警告と公表は別物であるのでそこをきちんと書き分けるようにというお話がございました。それは理屈としてはそのとおりなんですけれども、制度的にどうするかというのは警告・公表がひと塊になりますのでこういうふうな書き方になっているわけですが、その点は増井委員の御指摘も考慮しながら、もし変えるべきところがあれば変えたいとは思っております。

そのほかの点で、村上委員からまた出ていますけれども、簡単に言っていただけませんか。

村上委員 ここは単純です。むしろ増井委員と同じで、私のペーパーの4ページになります。43条というのは警告を行った後に公表するかどうかの話と、どの程度詳細に公表するかという問題であって、その前に警告処分をどの程度使うべきか、許容すべきかという問題というのはあるであろうと思います。それで、こういう行政指導というか、是正措置としての警告処分というのは、独占禁止法上どこにも規定されていないというのもまた事実でありまして、本来は違反を認定して法的措置をとるか、違反が認定できないとして事件を終了するというのが法の建て前である。

とはいえ、全く警告処分がだめだということも言えないでしょうけれども、できる限り警告処分というのは用いないように努めていくというのが私は行政の正しい姿勢だろうと思いますので、警告が認められるのは例外的事情がある場合である。そういう形であって、したがって警告はなるべく法的措置をとるか、きちんと違反がないとして何もしないか。そういう意味で、きちんと白黒をつけるべきである。ただ、特別な事情がある場合に警告を認めて、そういう形のメッセージを送るべきではないかと、それだけに尽きます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

一言御注意申し上げておきますが、警告処分というものを行政法学者が見たら、一体何のことかというふうのにのけぞりますので注意していただきたいと思えます。処分は行政行為ですから。

村上委員 警告処分という言葉が使われていたので、警告ということになります。

塩野座長 だから、「処分」を消してください。

村上委員 行政法で議論されているのと私が言っているのは場面が違うと思うので、いわゆる違反が認定されて法的措置もとれるのであるけれども、警告を行うというのは、私はそれはそれで一つかと思えます。

ただ、独占禁止法で問題になっているのは、前に座長からも御指摘がありましたように、むしろ違反が認定されていない疑いの段階で是正措置をとるといふ、そういうのが警告という言葉なので。

塩野座長 このところはなかなか難しいところで、警告はこういうふうにすべしというか、要件を書いたときに、それではそれに至らないものがないかという問題はあるんです。国土利用計画法で勧告公表制度というものはできましたけれども、そのときの議論として、国土利用計画法で勧告公表という制度ができると、それよりももう少しマイルドな行政指導はできるのかできないのかという議論がありました。私はできる説でして、これは事実行為ですので、やってはいけないと言ってもやらざるを得ない時があるかもしれないですね。そこはなかなか難しいところですが、ここはとにかく野放図にされないようにきちんとルールは定めておきましょうということでございます。

増井委員からの御指摘だと、もうちょっときちんと具体的にどういう場合にという要件等を書けないかというふうなお話でしたが、そこは報告書として書くまでにはなかなか至らないかなと思っておりますが、考えさせていただきます。

警告のところで、ほかに何かございますか。

佐野委員 言葉遣いのことですが、この四角の枠の最後のところと文章の一番下に「警告・公表の適正化を図る」とあります。在り方を検討するのではなくて「適正化を図る」というと、今は適正ではないというような意味にもとられるので、「在り方を検討」とか、何か違う言葉を使った方がいいのではないかと思います。

塩野座長 わかりました。ここは今、適正ではないようにも思っているところがあるものですから、つまりこういう制度は単なる事務取扱いみたいな形で、しかしそれが公表することによって非常にダメージを与える。それがいいのかということなものですから、多少批判的要素が入っているということです。

では、村田さんどうぞ。

村田委員 前回、増井委員のおっしゃったとおりなのですが、例えば四角の最初の「警告・公表は、……今後とも維持することが適当と考えられるが」という部分について、ここではまず、警告という行政指導について今後とも維持することが適当と考えられるがと、この「公表」という表現はなくてもいいのではないかということが1点です。

それから、下から2つ目の段落の「しかし」で始まる場所の2行目ですが、「有形無形の不利益の前」に「指名停止などを含む有形無形の」ということで、具体的にその例示を挙げていただいた方がわかりやすいのではないかと思います。

塩野座長 ここに「指名停止」を入れるんですか。

村田委員 要するに、警告だけで指名停止が課される事例があるということです。

塩野座長 だけど、それは向こうの話ですよ。うまく入るかどうかは検討させていただきます。

それから、警告・公表についてはいろいろな議論のあるところで、警告だけは行政指導ですけども、しかし、こういった消費者、一般の公益に関することについてはむしろ公表すべきだという議論が非常に強いんですね。それで、場合によってはもしこれが情報公開法で請求されたときには、事業者の正当な利益を害するかどうかということの判断になりますし、場合によっては公益開示ということもありますので、ここで公表を落とすわけには恐らくいけないと思います。

けれども、必要もないのに公表するということについては、そこは一種の比例原則みたいなものがあるかと思いますが、そこは運用の問題だと思います。そこで必要もないのに公表したということになると、これは国家賠償なり、あるいはいろいろな形の是正措置がとられるということも背後に控えておりますので。ありがとうございました。ほかよろしゅうございますか。

それでは、5の「その他」というところになります。

角田委員 1点、村上委員も意見に書いておられているのですが、差止請求制度のうち、特に「著しい」の削除についてはもう少し積極的な書き方にさせていただくことができないかということです。

不公正な取引方法の中には、直接消費者に関連すると考えられるものが少なくなく、この24条に「著しい」があることで少額多発型の消費者関連の事案が対象になりにくいということがあります。それで、団体訴訟制度に関しては別途検討が始まっておりまして、私もそこに参加しているのですが、不公正な取引方法が団体訴訟の対象になるかという辺りが議論が進んでいます。その議論の中で事業者団体に関しては、団体訴訟の主体に事業者団体は多分入

ってこないのかなというような方向も出てきております。

そうすると、24条をもう少し有効に使っていけるような形にしておくことが重要ではないかということがありまして、この「著しい」を取ってしまったから使いやすくなって訴訟が増加する、例えば、消費者が訴えやすくなるかという、必ずしもそうではないかもしれませんが、委員の多くもこの「著しい」は取ってもいいのではないかというような意見であったように記憶しております。ここについては報告書の表現が全部一緒にまとめられて「挙げられた」という表現になっているのですけれども、もう少し積極的な表現にならないものかというのが私の意見でございます。

塩野座長 ここは大分、議論をしまして、多数と言われたか、多くと言われたかはわかりませんが、反対の方も複数いらして……。

とにかく、ここにこういった意見が挙げられたということはそれなりに意味があるわけですし、これは根岸委員からも削除すべきだという御発言もありましたし、ほかの方からもいろいろあったことは私は伺っておりますけれども、ただし、それを多数としてここで決めていいかどうかという点については多少疑問がありましたので「挙げられた」としました。

角田委員 その「挙げられた」というところが、もう少し何とかならないかなと思ったのです。

塩野座長 「有力に挙げられた」とか。

村上委員 積極的に検討するとか、そのくらいの言い回しではいかがでしょうか。

塩野座長 本当はこれからのことはある意味ではオープンですから、そこで私は注意申し上げたいのは、ここで挙がっていないものは何でもそのまま固定していいかということ、それは決してそうではないので、ここで議論されたことについて議論をして、一応の結論が出ているものは結論が出るし、出ていないものはこういう意見があったということで止まっているわけですが、その止まっているという趣旨はもう議論しなくてもいいということでは全くないんです。

要するに、これは私の司会の不手際もあったところですが、議論がそれこそ詰められていないということだと思います。ここは議論が詰められていなかったということでギブアップで、ギブアップにしても「積極的に挙げられた」というのもおかしいですね。論文を書くんだったら「有力な見解として」と書くんですが、そう有力でもないというふうにも思いましたので。どうもありがとうございました。

山本委員 積極説なんですけれども、ここで差止請求制度というものが平成12年の法改正によって導入されて、「訴訟提起件数は少なく」というふうに指

摘されているんですが、事実確認としまして、平成12年以降で40件くらい提起されているのではないかと。これを多いと見るか、少ないと見るか、これはちょっとはっきりさせておかなきゃいけない。そして、40件くらいで認容事例が1件もないということで、そこら辺りの原因として、制度としてはあるのに機能を発揮していない点の分析をどうするんだという視点が少し入ったらいいなかなと思っております。

塩野座長 御指摘のところは誠にごもっともだと思っておりますけれども、そういった形で議論がそこまでいっていないところがございます、ここはむしろ弁護士会としてこのところでは議論が進めなかったけれども、むしろこういった問題があるということをお指摘いただくことは大変結構なことだと私は思っております。

金子座長代理 「少なく」というふうな表現の仕方だと、非常に少ないという、そちらの方があるので、「それほど多くない」とか、逆の形の表現の仕方がかえって……。「少ない」というと、本当に少ないというふうに固定しちゃうような感じがしますね。

山本委員 先走って申し訳ございません。今のこととの関連で、前に戻ってしまうんですが、制度の紹介のところでも5ページなんですけれども、ここで行政上の措置と刑事罰の2つを挙げておられるわけですね。ここへ独占禁止法上、制度としては24条、25条もあるんだよ、一寸の虫にも五分の魂というような感じのことを制度として紹介していただいていた方がいいかと思っております。

塩野座長 実は、その点はこれから審議の対象にすることでございますので、どうもありがとうございました。

ということで、今の最後のところはもしよろしければ、今日まだ残しております最初の方に戻っていただきたいと思っております。

村田委員 最後のページの「公共調達の実態」の部分についてですが、下から3行目で、今、実際にこういう検討が進められているということで、「こうした取組を通じて」という表現になっていますが、「こうした取組に加え、予算制度や指名停止制度を含む公共調達制度全体についての構造的な問題を解消し」ということで、「公正で透明な調達が」に繋げて、まとめ直していただければと思います。

塩野座長 その点は、前に村田委員からそういう議論がありましたが、予算制度まで含めると財務省も入ってきてしまうんですね。つまり、議論が前に進まない可能性があります。関係者を入れれば入れるほどなかなか進まないということがありまして、ここは要するに必要なところだけ書いてあって、それに財務省がやはりこななければだめだよということになれば、それはそれとしてそういうことになろうかと思っておりますけれども、この場で余り広げるのはいかな

ものかということでこういうふう整理しております。前の村田委員の御発言を忘れたわけでは決してございませんで、そういうことを考えた上でこういうふうになりました。もう一度御発言がありましたので、もう一度考えさせていただきます。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

それでは、まだ多少時間もございますので、「はじめに」の「検討の基本的視点」、の「制度の概観と本懇談会における検討事項」について御議論をいただきたいと思えます。

「はじめに」は、てにをはの点はあるかと思えますけれども、ここはこのままでいいかと思えますので、「検討の基本的視点」をまず御議論いただきたいと思えます。ここにつきましては、消費者政策との関係でかねて佐野委員から御意見が寄せられておりますので御発表いただけますでしょうか。今日お配りいただいたのですか。では、このペーパーに基づいてお願いします。

佐野委員 「検討の基本的視点」という項目を私は重要なところだととらえています。消費者政策が現在どうなっているかということを書きこんで書いていただきたいと思って案を出しました。

1段落目のところはそのまま、2段落目の「消費者政策は」というところの下です。平成16年に消費者保護基本法が消費者基本法に変わり、消費者の権利がきちんと明記され、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援を国の責務として規定しています。

そのことによって、消費者を保護の対象から権利の主体として位置付けを展開させたということは今までの消費者保護政策とは大きく異なっています。そのところを書きこんで書いていただきたいと思っています。

消費者の権利の一つに、商品や役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利というものが盛り込まれています。つまり、ものを選んで買うということは公正な市場でなくてはならないし、情報を提供することは正しい表示でなくてはならないということで、独占禁止法と消費者行政はまさに両輪という形になっております。最終的にはこのように消費者と独占禁止法が密接・不可欠に関係しているということを書きこんでいただかないと、今の文章ですと平成16年前のことしか書かれていないような気がしています。また、2段落目の主語は「消費者政策は」となっていますが、ここでは「独占禁止法」を主語にして書いた方がもっとわかりやすいのではないかなという感じがします。

それで、すごく長い文章を書いてしまいましたが、上の部分平成14年、平成15年のところは削って、もっと簡潔にさせていただいて結構です。とにかく現状、消費者基本法が平成16年にできたということを書きこんでいただきたい。消費者の権利があるということを書きこんでいただきたいと思い、「案」という形で

出しました。

私はこのペーパーを委員の皆さんにお配りするという形になるとは思っていませんでしたので、非常に長く書いてしまったのですが、事務局の方に簡潔に書いていただければ十分だと思います。

塩野座長 こういう御発言がございましたし、ペーパーも出ておりますので、考えさせていただきませうけれども、ここで消費者基本法の解釈、理念を書いても、後の方で出てくればいいんですが、ここで一回しか出てこないというのものがななものかと思うということもあって、非常に簡略化した形で現在の素案はできております。今のような御発言をどの程度生かせるかはわかりませうけれども、考えさせていただきたいと思います。その間、いろいろ意見の交換はさせていただきたいと思います。せっかくお書きいただきましたので、これでいいかどうかですね。

ただ、このところで消費者政策の関係ですと、独占禁止法がいつできてどうかというような独占禁止法の歴史的なことも書かなければいけませんし、場合によっては平成 17 年改正と消費者政策との関係とかも書かなければいけません。余りごたごた書きたくはございませうので、消費者の権利が明確にされたということについては私もあるいは書いた方がいいかとも思いますけれども、そこも考えさせていただきます。

角田委員、どうぞ。これよりももっと長くするんですか。

角田委員 そんなことはありません。佐野委員の案くらい書き込まれればいいとは思いますが、表現としてはやはり 2 段落が目になりました。2 段落目の 2 行目の「その役割の一つである」というような表現であるとか、その最後の「資するという面もある」というような一部の位置付けではなくて、消費者が主体的・合理的に判断できる環境を創出確保するというのは、新たな消費者基本法の枠組みの中ではその基本的な目的というか、前提となる環境というか、そういう位置付けなのだと思うので、こういった一面的だというような表現ではなくしていただく方がいいかなと思いました。どこまで書き込めるかというのはあるかと思うのですが、そういう観点で整理していただけるといいなということでございます。

塩野座長 ここは「施策」と書いてありますからこういうことになるわけですね。

角田委員 そうなのですが、2004 年の消費者基本法への改正趣旨というところをもう少しニュアンスとして書き込んでいただけるといいのではないかとございます。

佐野委員 この文章のままですと、平成 14 年と平成 15 年に、それぞれ内閣府と公正取引委員会が作成している報告書の範囲内で進歩がないような気が

するんです。もう平成 19 年ですので、消費者の政策は随分変わってきたということを書きこんで書いていただいた方がわかりやすいかと思います。

塩野座長 書いた方の気持ちからすると、2 段目を書いたので随分意識を変えましたというつもりなんです。今まで反射的利益と言っていた人もいますからね。そうではなくて、全体の政策がそれぞれの役割を分担しているというふうに正面から位置付けたということで書いたつもりです。でき上がった現行法を前提としてということですが、余り経緯は書きたくないんです。経緯を書いたら大変長くなってしまいますので。

榎野さん、この辺はどうでしょうか。

榎野委員 これでいいんじゃないでしょうか。私は、座長のおっしゃるとおりでいいんじゃないかと思います。

塩野座長 そういう御意見もありましたので、しかし消費者のたつての御要望でございましたので少し考えさせていただきます。どうもありがとうございました。

金子座長代理 1 点だけよろしいですか。事務局に伺いたいんですが、1 段落目の下から 2 行目の「消費者政策」で括弧のところで、これは消費者政策ということで国の方で消費者政策についてこういう何か定義規定があるんですか。「利益の擁護」とありますが、先ほどの佐野さん、それから角田さんの意見を見ますと、どうも「擁護」というよりはもう少し前向きな表現の方がここはいいかなという気もちょっとしました。ただ、政府の方で消費者政策という場合にこういう用語を使っているんだということであれば別なんですけれども、これは……。

東出参事官 これは、今、手元に資料がないのですけれども、役所の出した報告書の中の言葉を使っていたのではないかと思います。それが最新時点で適切な言葉遣いかどうかというところは、検討してみます。

塩野座長 どうもありがとうございました。

日野委員 独占禁止法の 1 条には、はっきりとこの目的として「消費者の利益を確保する」と書いてありますね。「擁護」というよりはやはり「確保」なのかなと。独占禁止法には、最終的な目標は消費者の利益の確保だと書いてあります。

塩野座長 そこは注意させていただきます。消費者企業法ができた以上は、「利益の確保」どころか「権利の確認」と書けとおっしゃる。そこは、日本の法体系が一体どうなっているのか、なかなか難しいところですね。基本法があり、それから独占禁止法も基本法のようにも見えますし、非常に基本法が入り乱れているところがありますので、言葉じりをつかまえて議論をし出すときりがないところがございますので、穏当な表現があるかどうか考えさせていただ

きます。ありがとうございました。

では、村田委員どうぞ。

村田委員 3ページの4行目からの「違反行為に対する抑止力の確保、法執行の実効性確保、適正手続の保障」という部分ですが、その3つ目の段落の「さらに」で始まる場所の3行目で、「公正性・透明性が確保された適正なものである必要がある」という部分の「透明性」の後に「予見可能性」についても明記していただきたいと思います。もちろん、ここに入れるのが適切かどうかはよくわかりませんが、中間報告書のときにも「透明性」と並んで「予見可能性」という言葉が入っていたかと思いますが、この「検討の基本的視点」の中に「予見可能性」という言葉に触れていただきたいと思います。

塩野座長 公正・透明というのは行政手続法以来ずっと適正手続のところこういうふうに書いてきたものですから、「予見可能性」ということをあえて独占禁止法のところだけに付け加えるかどうかということだろうと思います。「透明性」のところ当然「予見可能性」が入っているということの意味もありまして、行政手続法は「予見可能性」という言葉を使っていないという事情がありますので、考えさせていただきます。

東出参事官 先ほどの「擁護」の話ですけれども、今ちょっと資料を持ってきてもらったのですが、消費者基本法の2条で、「以下「消費者政策」という」という定義規定の部分を引用した表現にしております。

ちょっと読み上げますと、「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という）の推進は」というところを参考にして書いたものでございます。

塩野座長 ほかに何かございますか。

それでは、先に進ませていただきます。先ほど山本委員から御指摘もございましたところをもう一度確認させていただきますけれども、1のところですね。

山本委員 そうですね。5ページの上の方です。

塩野座長 行政の措置と、それから刑事罰と、それからここに今の御指摘の点を入れるかどうかということですね。では、それは考えさせていただきます。どうもありがとうございました。

これは我々の用語で言うと「私人による法執行」ということだと思います。どうも御指摘をありがとうございました。ほかにございますか。

先ほど村田委員からも御指摘があったところですが、寝た子を起こすつもりはありませんが、消費税がなかなか入ってきていない。これをどういうふうにお取扱いになるかは村田さんどうぞ御判断いただいて、記録にはずっと残っておりますけれども、それは少数意見の先ほど申しました検討がされていない事項ということとやるかどうかと思いますが、今から消費税論をここ

に入れるのは私はもう困難だと思います。それは私の司会の不手際だということもありましたけれども、ちょっと議論が煮詰まりそうもありませんので、それはされていない事項としてお挙げになることは結構だと思います。

そのときに、一般論として御注意申し上げたいことがございますけれども、少数意見、個人意見については反論がこの場ではできないということを前提にして書きいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。皆様の御協力を得まして一応報告書(素案)については全体をながめたということになります。そこで、今後の在り方でございますけれども、先ほどちょっと申しましたように、ここで出された御意見、それから場合によっては口ではちょっと危ないので文章にして出すということでもよろしゅうございますけれども、それを基にして私の方で取り入れるもの、あるいは残念ながら取り入れなかったものということで取捨選択をいたしまして整理をしたものを、先ほど申しましたように来週には修正報告書(素案)としてお送りしたいと思います。

繰り返すことになりますけれども、お届けいたしますが、ただ、御意見が報告書本文に盛り込まれない場合に少数意見を個人意見で出していただくかどうか、検討をしていただくということになろうかと思えます。この場合、少数意見というのは個人意見でございますが、連名でも結構でございます。この人とこの人とこの人ということでお出しただいても結構でございます。いつごろお出しただくと整理が可能か、事務的な可能性といいますが、どのくらいの事務量になるかということもありますし、今日直ちには御返事ができないということもございますので、できるだけ早い機会に、何日までにお出しただければというふうに申したいと思えます。

以上でございますが、19日にもう一度申し上げることになろうかと思えますけれども、個別意見については余り大部にならないようにということをお願いをしたいと思えます。 それでは、次回の日程について事務局からお願いいたします。

別府次長 次回の会合は6月19日火曜日午後1時半から4時半まで、場所はこちらの内閣府本府庁舎3階特別会議室でございます。

山本委員 修正案のところには何かすぐわかるような印を……。

塩野座長 それはそうしたいと思えます。見え消しと溶け込ませと両方でいたしますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(了)